

監査報告書

令和7年6月25日

静岡県公立大学法人

理事長 今井 康之 様

静岡県公立大学法人

監事 洞 江 秀

印

監事 小長井 敬

印

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定並びに役員等の職務の執行状況を聴取するとともに重要な書類等を閲覧又は調査し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (8) 役員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況を確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (9) 役員等の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。

以上

7.6.25